

香川県ふぐの処理等に関する条例（平成16年3月26日香川県条例第4号）

最終改正：令和3年3月24日条例第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 ふぐの販売（第4条）
- 第3章 ふぐ処理業（第5条—第16条）
- 第4章 ふぐ処理師（第17条—第29条）
- 第5章 雑則（第30条—第32条）
- 第6章 罰則（第33条—第36条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ふぐ処理業を営む者について登録制度を実施し、ふぐ処理師の資格を定める等必要な規制を行うことにより、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止し、もって県民の健康の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 一般ふぐ 特別ふぐ以外の食用に供することができるふぐとして規則で定めるものをいう。
- （2） 特別ふぐ 処理を行うに当たって特別の措置を講じなければならない食用に供することができるふぐとして規則で定めるものをいう。
- （3） 処理 肝臓、卵巣その他の人の健康を損なうおそれのある部位として規則で定めるもの（以下「有毒部位」という。）を除去し、又は塩蔵することにより、一般ふぐ又は特別ふぐ（以下「食用ふぐ」という。）を人の健康を損なうおそれのないようにすることをいう。
- （4） ふぐ処理業 処理を業として行うことをいう。
- （5） ふぐ処理業者 第5条第1項の登録を受けてふぐ処理業を営む者をいう。
- （6） ふぐ処理師 第17条第1項の免許を受けている者をいう。

（責務）

第3条 県は、県民が自らの食生活の安全を確保できるよう、広報活動等を通じ

たふぐの毒に起因する食中毒に関する知識の普及及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県民及び事業者は、ふぐの毒に起因する食中毒に関する知識及び理解を深めるとともに、ふぐの飲食又は販売に当たっては、適切な処理等を行うことにより、食生活の安全が確保されるよう努めなければならない。

第2章 ふぐの販売

第4条 ふぐは、処理を行った食用ふぐでなければ、食品として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）をしてはならない。ただし、処理又は食用ふぐの販売若しくは加工を業として行う者に対して処理を行っていない食用ふぐの販売をする場合は、この限りでない。

- 2 処理を行った食用ふぐ（容器包装に入れられ、又は包まれているものに限る。）は、食品として販売をする場合は、規則で定める事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい箇所に表示しなければならない。

第3章 ふぐ処理業

（登録）

第5条 ふぐ処理業を営もうとする者は、次の各号に掲げるふぐ処理業の区分に従い、その処理を行う施設（以下「ふぐ処理施設」という。）ごとに、知事の登録を受けなければならない。

- (1) 一般ふぐ処理業（一般ふぐの処理を業として行うことをいう。）
- (2) 特別ふぐ処理業（特別ふぐの処理を業として行うことをいう。以下同じ。）

- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) ふぐ処理業の区分
- (3) ふぐ処理施設の名称及び所在地
- (4) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (5) 第11条第1項に規定する専任のふぐ処理師の氏名及びその者の第17条第1項の免許の番号並びに特別ふぐ処理業の登録を受ける場合にあっては、その者の第28条第2項の修了証の番号

- 3 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項をふぐ処理業者登録簿に

登録しなければならない。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 登録の年月日、番号及び有効期間

4 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第6条 知事は、前条第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- (2) ふぐ処理業者で法人であるものが第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にそのふぐ処理業者の役員であった者でその処分の日から2年を経過しないもの
- (3) 第14条第1項の規定によりふぐ処理業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) この条例若しくは食品衛生法（昭和22年法律第233号）又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 法人でその役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (6) ふぐ処理施設について第11条に規定する要件を欠く者
- (7) 当該ふぐ処理業を営むに当たって必要とされる食品衛生法第55条第1項の規定による営業の許可を受けていない者
- (8) ふぐ処理施設に係る食品衛生法施行条例（平成12年香川県条例第1号）第3条に規定する施設基準に適合していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

一部改正〔令和3年条例1号〕

(登録の更新)

第7条 第5条第1項の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第5条（第1項を除く。）及び前条（第1項第1号から第5号までを除く。）の規定は、前項の更新について準用する。

3 第1項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、

従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録証の交付等)

第8条 知事は、第5条第3項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録をしたときは、第5条第2項第1号から第3号まで及び第3項第2号に掲げる事項を記載したふぐ処理業登録証（以下「登録証」という。）を申請者に交付しなければならない。

- 2 ふぐ処理業者は、登録証をふぐ処理施設の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 ふぐ処理業者は、登録証を亡失し、汚損し、又は破損したときは、登録証の再交付を受けることができる。

(登録事項の変更の届出)

第9条 ふぐ処理業者は、第5条第2項各号（第2号を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、届出書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 ふぐ処理業者は、前項の規定により届出書を提出する場合において、登録証に記載された事項に変更があったときは、当該届出書にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が第6条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項をふぐ処理業者登録簿に登録しなければならない。
- 4 第5条第4項の規定は、前項の規定による登録について準用する。

(廃止の届出等)

第10条 ふぐ処理業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) その登録に係るふぐ処理業を廃止した場合 ふぐ処理業者であった個

人又はふぐ処理業者であった法人を代表する役員

- 2 ふぐ処理業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、次項の適用を受ける場合を除き、当該ふぐ処理業者に係る第5条第1項の登録は、その効力を失う。
- 3 第1項第1号に該当する場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により被相続人が営んでいたふぐ処理業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）が被相続人の死亡後60日以内に当該ふぐ処理業について第5条第1項の登録の申請をしたときは、相続人は、被相続人の死亡の日からその申請に対する処分がされるまでの間は、引き続き当該ふぐ処理業を営むことができるものとし、この間の営業については、被相続人の受けた同項の登録は、被相続人の死亡の日に相続人が受けたものとみなす。

一部改正〔平成16年条例60号〕

（ふぐ処理業者のふぐ処理師の設置）

第11条 ふぐ処理業者は、処理に従事させるため、そのふぐ処理施設ごとに専任のふぐ処理師を置かなければならない。この場合において、ふぐ処理業者（法人にあっては、その役員）がふぐ処理師であるときは、その者が自ら主として処理に従事するふぐ処理施設については、その者は、当該ふぐ処理施設に置かれる専任のふぐ処理師とみなす。

- 2 前項の場合において、特別ふぐ処理業に係るふぐ処理施設に置かれる専任のふぐ処理師は、第28条第1項の特別ふぐ処理講習を修了した者（以下「講習修了ふぐ処理師」という。）でなければならない。
- 3 ふぐ処理業者は、前2項の規定に抵触するふぐ処理施設が生じたときは、その日から2週間以内に、これらの規定に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

（ふぐ処理業者の遵守すべき事項）

第12条 ふぐ処理業者は、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ふぐ処理師でない者を食品として販売の用に供する一般ふぐの処理に、講習修了ふぐ処理師でない者を食品として販売の用に供する特別ふぐの処理に従事させないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア ふぐ処理師の立会いの下でその指示を受けて当該一般ふぐの処理に従事させる場合

イ 講習修了ふぐ処理師の立会いの下でその指示を受けて当該特別ふぐの処理に従事させる場合

- (2) 有毒部位を塩蔵することにより処理を行う場合にあつては、次に掲げ

る措置を講ずること。

ア 当該塩蔵を終えたものについては、規則で定めるところにより毒性検査を行い、その結果が規則で定める基準に適合していないときは、食品として販売をしないこと。

イ 処理に係る規則で定める事項に関し記録を作成し、当該記録及びアの規定による毒性検査の結果を当該塩蔵を終えた日から3年間保存すること。

(3) 特別ふぐの有毒部位を除去することにより処理を行う場合にあっては、次に掲げる措置その他特別ふぐの種類に応じて規則で定める措置を講ずること。

ア 処理を行った特別ふぐについては、規則で定めるところにより毒性検査を行い、その結果が規則で定める基準に適合していないときは、直ちにその旨を知事に報告すること。

イ 処理に係る規則で定める事項に関し記録を作成し、当該記録及びアの規定による毒性検査の結果を当該除去を終えた日から3年間保存すること。

ウ アの規定による毒性検査の結果及びイに規定する事項を毎年1回、知事に報告すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第13条 削除

削除〔令和3年条例1号〕

(登録の取消し等)

第14条 知事は、ふぐ処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めてそのふぐ処理業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第5条第1項の登録又は第7条第1項の更新を受けたとき。

(2) 第6条第1項第2号、第4号、第5号、第7号又は第8号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 処理又はふぐの販売に関しこの条例若しくは食品衛生法又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

一部改正〔令和3年条例1号〕

(登録の抹消)

第15条 知事は、第7条第1項若しくは第10条第2項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は前条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該ふぐ処理業者の登録を抹消しなければならない。

(登録証の返納)

第16条 ふぐ処理業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、当該登録証（第1号の場合にあっては、発見した登録証）を知事に返納しなければならない。

- (1) 第8条第3項の規定により登録証の再交付を受けた後において亡失した登録証を発見したとき。
 - (2) 第14条第1項の規定により登録が取り消されたとき。
- 2 第10条第1項の規定による届出をする者は、その届出の際に、当該届出に係るふぐ処理業者の登録証を知事に返納しなければならない。ただし、同条第3項の規定により相続人が引き続きふぐ処理業を営む場合は、この限りでない。

第4章 ふぐ処理師

(免許)

第17条 ふぐ処理師になろうとする者は、知事の免許を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、前項の免許を与える。

- (1) 第25条に規定する試験に合格した者
 - (2) 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として規則で定めるもの
- 3 第1項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- (1) 住所、氏名及び生年月日
 - (2) 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍）
 - (3) 前項第1号に該当する者にあつては、第25条に規定する試験の合格番号
 - (4) その他規則で定める事項

(免許を与えない場合)

第18条 第23条第1項前段又は第2項（第1号を除く。）の規定により免許の取消しの処分を受けた後1年を経過しない者には、前条第1項の免許を与えない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の免許を与えないことがある。
- (1) 心身の障害により処理を適切に行うことができない者として規則で定めるもの
 - (2) 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者
 - (3) この条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

(意見の聴取)

第19条 知事は、第17条第1項の免許を申請した者について、前条第2項第1号に掲げる者に該当すると認め、同項の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、知事の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(免許証の交付等)

第20条 知事は、第17条第1項の免許を与えたときは、同条第3項第1号及び第2号に掲げる事項(住所を除く。)並びに免許の年月日及び番号を記載したふぐ処理師免許証(以下「免許証」という。)を申請者に交付しなければならない。

2 ふぐ処理師は、免許証を亡失し、汚損し、又は破損したときは、免許証の再交付を受けることができる。

(申請事項の変更の届出)

第21条 ふぐ処理師は、第17条第3項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、届出書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 ふぐ処理師は、前項の規定により届出書を提出する場合において、免許証に記載された事項に変更があったときは、当該届出書にその免許証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(死亡の届出)

第22条 ふぐ処理師が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)による死亡の届出義務者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(免許の取消し等)

第23条 知事は、ふぐ処理師が偽りその他不正の手段により第17条第1項の免許を受けたときは、その免許を取り消さなければならない。本人から同項の免許の取消しの申請があったときも、同様とする。

2 知事は、ふぐ処理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその免許の効力を停止することができる。

(1) 第18条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- (2) ふぐ処理業に関しその名義を他人に利用させたとき。
 - (3) その責めに帰すべき事由により、食中毒その他のふぐの毒に起因する重大な事故を発生させたとき。
 - (4) 処理に関しこの条例又はこれに基づく処分に違反したとき。
- 3 前項の規定により免許の効力を停止されている者は、第17条第1項の免許を受けていない者とみなす。ただし、第21条、前条及び次条の規定の適用については、この限りでない。

(免許証の返納)

第24条 ふぐ処理師は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、当該免許証（第1号の場合にあっては、発見した免許証）を知事に返納しなければならない。

- (1) 第20条第2項の規定により免許証の再交付を受けた後において亡失した免許証を発見したとき。
 - (2) 前条（第1項後段を除く。）の規定により免許が取り消されたとき。
- 2 ふぐ処理師は、第17条第1項の免許の取消しの申請をするときは、当該免許証を知事に返納しなければならない。
- 3 第22条の規定による届出をする者は、その届出の際に、当該届出に係るふぐ処理師の免許証を知事に返納しなければならない。

(試験の実施)

第25条 知事は、毎年1回以上、ふぐ処理師として必要な知識及び技能について、ふぐ処理師試験（以下「試験」という。）を行う。

第26条 削除

削除〔令和3年条例1号〕

(試験の無効等)

第27条 知事は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に係るのある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとするすることができる。

(特別ふぐ処理講習の実施)

第28条 知事は、特別ふぐの処理に関し必要な知識及び技能を修得させるため、毎年1回以上、特別ふぐの処理に従事しようとするふぐ処理師を受講者として、特別ふぐ処理講習を行う。

2 知事は、特別ふぐ処理講習を修了した者に対し、修了証を交付する。

(処理の従事の制限)

第29条 ふぐ処理師でない者は食品として販売の用に供する一般ふぐの処理に、講習修了ふぐ処理師でない者は食品として販売の用に供する特別ふぐの処理に従事してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) ふぐ処理師の立会いの下でその指示を受けて当該一般ふぐの処理に従事する場合

(2) 講習修了ふぐ処理師の立会いの下でその指示を受けて当該特別ふぐの処理に従事する場合

2 ふぐ処理師及び前項第1号又は第2号の規定により処理に従事する者は、第5条第1項の登録に係るふぐ処理施設以外の場所で食品として販売の用に供する食用ふぐの処理に従事してはならない。

第5章 雑則

(報告、立入検査等)

第30条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理業者、ふぐ処理師その他これらの関係者に対し、その業務に関する報告を求め、又はその職員に、ふぐ処理施設その他の事業所に立ち入り、処理の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第31条 次に掲げる者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

(1) 第5条第1項の登録を受けようとする者

(2) 第7条第1項の更新を受けようとする者

(3) 第8条第3項の登録証の再交付を受けようとする者

(4) 第9条第2項の登録証の訂正を受けようとする者

(5) 第17条第1項の免許を受けようとする者

(6) 第20条第2項の免許証の再交付を受けようとする者

(7) 第21条第2項の免許証の訂正を受けようとする者

(8) 試験を受けようとする者

(9) 第28条第1項の特別ふぐ処理講習を受けようとする者

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第5条第1項の規定に違反してふぐ処理業を営んだ者
- (3) 偽りその他不正の手段により第5条第1項の登録、第7条第1項の更新又は第17条第1項の免許を受けた者
- (4) 第12条第1号の規定に違反した者
- (5) 第29条第1項又は第2項の規定に違反した者

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して表示をせず、又は虚偽の表示をした者
- (2) 第11条第3項の規定に違反した者
- (3) 第12条第2号アの規定に違反して毒性検査を行わないで販売をした者
- (4) 第12条第3号アの規定に違反して毒性検査を行わず、又は報告をしなかった者
- (5) 第14条第1項の規定によるふぐ処理業の停止の命令に違反してふぐ処理業を営んだ者

一部改正〔令和3年条例1号〕

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第2項の規定に違反した者
- (2) 第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第12条第2号イ又は第3号イの規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録若しくは毒性検査の結果を保存しなかった者
- (4) 第12条第3号ウの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第21条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰

するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
(ふぐ処理業に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にふぐ処理業を営んでいる者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から3月間(当該期間内に改正後の香川県ふぐの処理等に関する条例(以下「新条例」という。)第6条第1項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間)は、新条例第5条第1項の登録を受けないでも、引き続き当該ふぐ処理業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分があるまでの間も、同様とする。
- 3 前項の規定により引き続きふぐ処理業を営むことができる場合においては、その者を新条例第5条第1項の登録を受けた者とみなして、新条例第11条から第13条まで、第14条(登録の取消しに係る部分を除く。)及び第30条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。
- 4 新条例第6条の規定の適用については、改正前の香川県ふぐ取扱条例第4条の規定による営業の禁止の処分及び停止の処分は、それぞれ新条例第14条第1項の規定による登録の取消しの処分及びふぐ処理業の停止の命令とみなす。
(ふぐ処理師に関する経過措置)
- 5 この条例の施行の際現に一般ふぐの処理に関し必要な知識及び技能を修得している者として知事が認めるものは、施行日から5年間(当該期間内に新条例第18条の規定により免許を与えないこととされたときは、当該処分のあった日までの間。次項において同じ。)は、新条例第17条第1項の免許を受けないでも、食品として販売の用に供する一般ふぐの処理に従事することができる。その者がその期間内に当該免許の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分があるまでの間も、同様とする。
- 6 この条例の施行の際現に特別ふぐの処理に関し必要な知識及び技能を修得している者として知事が認めるものは、施行日から5年間は、新条例第17条第1項の免許を受けず、かつ、新条例第28条第1項の特別ふぐ処理講習を修了しないでも、食品として販売の用に供する特別ふぐの処理に従事することができる。
- 7 附則第5項の規定により一般ふぐの処理に従事することができる場合においては、その者をふぐ処理師と、前項の規定により特別ふぐの処理に従事するこ

とができる場合においてはその者を講習修了ふぐ処理師とみなして、新条例第11条、第12条第1号、第23条第2項及び第3項本文、第26条、第29条並びに第30条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新条例第23条第2項中「その免許を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその免許の効力を停止する」とあるのは「その者に対し、ふぐ処理師として処理に従事することを禁止する」と、同条第3項中「免許の効力を停止されている」とあるのは「ふぐ処理師として処理に従事することを禁止されている」とする。

8 新条例第18条第1項の規定の適用については、前項の規定により読み替えて適用される新条例第23条第2項の規定による禁止の処分は、新条例第23条第2項の規定による免許の取消しの処分とみなす。

9 新条例第26条第2号の規定の適用については、施行日前に処理に従事した期間は、施行日以後にふぐ処理師の立会いの下でその指示を受けて処理に従事した期間とみなす。

（罰則に関する経過措置）

10 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

11 香川県使用料、手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1 第2表 手数料の部75の項の次に次のように加える。

75 の 2	ふぐ処理業登録申請手数料	1 件	5,200 円
75 の 3	ふぐ処理業登録更新申請手数料	1 件	4,900 円
75 の 4	ふぐ処理業登録証再交付手数料	1 件	2,200 円
75 の 5	ふぐ処理業登録証訂正手数料	1 件	1,800 円
75 の 6	ふぐ処理師免許申請手数料	1 件	5,600 円
75 の 7	ふぐ処理師免許証再交付手数料	1 件	3,500 円
75 の 8	ふぐ処理師免許証訂正手数料	1 件	2,800 円
75 の 9	ふぐ処理師試験手数料	1 件	12,000 円

75 の 10 特別ふぐ処理講習手数料		1 件	4,000 円
---------------------	--	-----	---------

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

12 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項を次のように改める。

10 香川県ふぐの処理等に関する条例（平成16年香川県条例第4号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 条例第5条第1項の規定による登録 (2) 条例第7条第1項の規定による登録の更新 (3) 条例第8条第1項の規定による登録証の交付 (4) 条例第8条第3項の規定による登録証の再交付 (5) 条例第9条第1項及び第10条第1項の規定による届出の受理 (6) 条例第9条第2項の規定による登録証の訂正 (7) 条例第12条第3号ア及びウの規定による報告の受理 (8) 条例第13条の規定による命令 (9) 条例第14条第1項の規定による登録の取消し及びふぐ処理業の停止の命令 (10) 条例第15条の規定による登録の抹消 (11) 条例第16条の規定による登録証の返納の受理 (12) 条例第30条第1項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問（(1)の登録に係るものに限る。）	高松市
---	-----

別表第2の2の項の次に次のように加える。

2の2 香川県ふぐの処理等に関する条例及び同条例の施行のための規則の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	高松市
--	-----

(香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

13 香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

7 香川県 ふぐの処理等に関する条例（平成16年香川県条例第4号）	第8条第1項及び第3項	第4条
-----------------------------------	-------------	-----

附 則（平成16年12月21日条例第60号）
この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日条例第1号）
（施行期日）

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

（香川県ふぐの処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める日までの間は、第3条の規定による改正後の香川県ふぐの処理等に関する条例第6条第1項第7号及び同項第8号の規定を適用せず、第3条の規定による改正前の香川県ふぐの処理等に関する条例（以下「旧ふぐ条例」という。）第6条第1項第7号及び第13条の規定は、なおその効力を有する。

（1） 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「改正政令」という。）第9条に規定する者（この条例の施行の際現に旧ふぐ条例第5条第1項の登録を受けている者であって、当該登録に係るふぐ処理業（同条例第2条第4号のふぐ処理業をいう。次号において同じ。）を行うに当たって必要とされる食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による営業の許可を受けたものを除く。） 令和6年5月31日

（2） 改正政令附則第2条第1項に規定する者（ふぐ処理業の営業について同項の適用を受けるものに限る。） 同項に規定する日

（罰則に関する経過措置）

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

5 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。（後略）

（香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 前項の規定による改正前の香川県事務処理の特例に関する条例別表第1の14

の項(8)の規定は、附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる場合については、なおその効力を有する。